

福井県内原子力発電所 新規制基準適合性審査等の 状況について

平成27年3月23日

原子力規制庁
地域原子力規制総括調整官(福井担当)





審査会合の開催状況

	大飯発電所3,4号	高浜発電所3,4号
・耐震設計(基本方針、地下構造の把握、地震動評価)、事故時荷重組合せ 等	19回 H25.9/18～H27.3/13	26回 H25.7/31～H26.11/18
・津波対策(設計方針、基準津波、防護対策)	7回 H25.9/18～H27.3/13	15回 H25.8/14～H26. 10/14
・火山・竜巻・外部火災影響評価	10回 H25.10/9～H27.3/13	11回 H25.10/9～H26.11/18
・周辺斜面安定性、敷地内破砕帯 等	2回 H26.2/5, H27.3/13	6回 H25.10/16～H26.8/22
・重大事故対策の有効性評価、手順書・体制・教育、可搬対応設備、確率論的リスク評価、保安規定変更基本方針 等	23回 H25.9/17～H26. 5/15	18回 H25.10/3～H26. 11/18
・中央制御室、緊急時対策所、安全避難経路 等	5回 H25.11/5～H26.2/25	4回 H25.11/21～H26.11/18
・設計ベースの強化策、共用に関する設計上の考慮、火災・溢水対策、保安電源設備、安全保護系、不正アクセス防止 等	11回 H25.10/29～H26.2/25	13回 H25.11/28～H26. 11/18
・大規模損壊発生時対応、技術的能力評価	1回 H26.3/4	6回 H26.3/6～11/18
・現地調査(規制庁による現地確認を含む)	2回 H25.11/15,H26.1/9	3回 H25.10/17～H26.1/8



審議中の主な課題

(平成27年2月25日現在)

		泊3	大飯3・4	高浜3・4	伊方3	川内1・2	玄海3・4
敷地内の破砕帯		断層内物質を用いた活動性評価方法の妥当性	—		—		—
地震動	・敷地及び敷地周辺の地下構造	—	—		—		—
	・震源を特定して策定する地震動	敷地近傍の断層の活動性の評価	—		—		—
	・震源を特定せず策定する地震動	岩手・宮城内陸地震の精査	—		—		—
	・基準地震動	未審議	—		—		—
	・耐震設計方針	基準地震動が変われば再度審議	—		—		—
津波	・基準津波	地すべり地形の評価	—		—		—
	・耐津波設計方針	基準津波が変われば再度審議	—		—		—
地盤・斜面の安定性		未審議	—		未審議		—
火山影響評価		火砕流の評価	—		—		—
プラント		技術的能力等	技術的能力 大規模損壊等		—		技術的能力等
その他		工事計画 保安規定 (※3号機の審査を優先)	工事計画 保安規定	工事計画 保安規定	工事計画 保安規定	工事計画 保安規定	工事計画 保安規定

(注1) 審議を進めて行く上で、さらに追加の課題が出てくることも有り得る。



新規制基準適合性審査 申請以降の経緯・状況

平成27年3月18日現在

	九州電力(株) 川内原子力発電所 1,2号	関西電力(株) 高浜発電所 3,4号	関西電力(株) 大飯発電所 3,4号	関西電力(株) 美浜発電所 3号	関西電力(株) 高浜発電所 1,2号(3,4号)
設置変更許可申請等	13年7月8日	13年7月8日	13年7月8日	15年3月17日	15年3月17日
審査会合での審査(規制 委員、審査官) 審査会合開催実績 ヒアリング実施実績	13年7月16日～ 14年5月27日 62回 約200回	13年7月16日～ 15年11月18日 67回 約400回	13年7月16日 ～ 52回 約200回		
設置変更許可補正申請 再補正	14年4月30日 6月24日、 9月4日	14年10月31日 12月1日 15年1月18日			
規制委での審査結果取 りまとめ 意見募集の実施期間、 意見総数	14年7月16日 7月17日～8月15日 17,819件	14年12月17日 12月18日～1月16 日、 3,615件			
原子力規制委員会で設 置変更許可を決定	14年9月10日	15年2月12日			
工事計画認可補正申請 再補正	(1号) 14年9月30日、 10月8日、 15年2月27日、 3月10日 (2号) 14年10月24日	15年2月2日			
工事計画の認可	(1号)15年3月18日				



発電所敷地内破碎帯の 評価について



発電所敷地内破砕帯の評価(1)

[日本原子力発電(株)敦賀発電所]

《追加報告後の検討》

- 規制委員会による評価書とりまとめ後、日本原電から、平成25年7月に地質・地質構造報告書が提出され、8月の検討会合、11月の現地確認時の資料として、D-1破砕帯に関する新たなデータ示された。
- 原子力規制庁は、報告書及び検討会合資料の内容を確認・精査、現地確認を行うとともに、日本原電からの聴取を行い、平成25年12月「有識者による議論が必要と考えられる事項(今後の主な検討事項案)」を整理、規制委員会で審議し、追加の有識者会合を行うことを決定。

《有識者会合 追加調査評価会合等の開催経緯》

平成25年12月24日 追加調査事前会合を開催

平成26年 1月20日、21日 現地調査を実施(ピアレビューメンバー含む)

4月14日 追加調査評価会合を開催

～11月19日

12月10日 有識者メンバー以外の専門家によるピアレビュー会合を開催

《今後の予定》

- ピアレビュー会合におけるコメントを踏まえ、評価書案の修正について検討の上、規制委員会に報告。



発電所敷地内破砕帯の評価(2)

[関西電力(株)美浜発電所]

《有識者会合の開催経緯等》

平成25年 7月31日 関西電力が「美浜発電所敷地内破砕帯の追加調査の最終報告について」をとりまとめ、原子力規制委員会に提出。

12月 5日 美浜発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 事前会合を開催。

12月7, 8日 現地調査を実施。

平成26年1月15日 第1回有識者による評価会合を開催、地質データ充実の必要性を指摘。

5月30日 関西電力が「美浜発電所敷地内破砕帯の追加調査の報告について」を原子力規制委員会に提出。

9月11日 第2回有識者による評価会合を開催。

平成27年 3月 2日 第3回有識者による評価会合を開催。

[関西電力(株)大飯発電所]

《有識者会合の開催経緯等》

有識者会合では、事前会合の後、3回の現地調査と7回の会合を経て評価。

- 大飯発電所敷地内において、重要な安全機能を有する施設の地盤に認められる新F-6破砕帯については、将来活動する可能性のある断層等には該当しないと判断。
- この判断は、現在まで得られたデータ等をもとに総合的に検討した結果であり、今後、新たな知見が得られた場合、必要があれば、この評価を見直すこともあり得る。
- また、新F-6破砕帯以外の敷地内破砕帯や敷地周辺の断層の活動性については、別途新規規制基準適合性審査の中で十分な検討が必要。



発電所敷地内破砕帯の評価(3)

[(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ]

《有識者会合の開催経緯等》

平成25年 8月26日の有識者会合で、活動性を評価するためのデータが不十分であり、更なる追加調査が必要との見解で一致。

平成25年 9月25日 原子力規制委員会での決定を受け、必要な追加調査の具体的内容、調査場所等について、追加調査計画策定のための指示文書を発出。

10月 3日 原子力研究開発機構(JAEA)が高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の追加調査計画書を提出。

10月23日 原子力規制委員会で、追加調査計画を一部修正の上了承。

11月29日 機構が規制委員会にもんじゅ敷地内破砕帯の追加地質調査1次とりまとめ報告を提出。

平成26年 3月31日 機構が規制委員会にもんじゅ敷地内破砕帯の追加地質調査全体とりまとめ報告を提出。

12月 4日 第2回有識者による評価会合を開催。

平成27年 3月 6日 第3回有識者による評価会合を開催。



(参考)有識者会合の新規制基準適合性審査との関係

有識者による調査開始から約2年経過し、その間に新規制基準の施行と適合性審査の開始もあったことから、あらためて適合性審査との関係と、今後の対応を整理。《原子力規制委員会への報告(平成26年12月3日)》

《適合性審査との関係の整理》

有識者会合での評価

旧原子力安全・保安院が行った調査指示に基づき各事業者が実施した敷地内破砕帯に関する地質調査結果について、有識者が専門的知見を基に評価を行い、原子力規制委員会に報告するもの。

新基準への適合性審査

- 原子力規制委員会が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく許認可を行うにあたって、審査会合やヒアリングを通じて審査を行った上で処分を決定するもの。
- 敷地内破砕帯の活動性についても、設置変更許可を行う際の審査項目の一つとして位置づけられており、有識者会合による評価にかかわらず、原子力規制委員会が審査を行った上で許認可の可否を決定する必要がある。



(参考)新規制基準適合性審査との関係(続き)

《今後の対応》

有識者会合による評価を実施中のサイト

可能な限り早期に評価をとりまとめていく。その際、有識者による評価が分かれる部分があれば、その旨を明記した上で評価書をとりとめていく。

新基準適合性審査での有識者による評価の扱い

新基準適合性審査にあたっては、他のサイトと同様に、原子力規制委員会が審査を行い、許認可の可否を決定する。この際、有識者会合による評価を重要な知見の一つとして参考とする他、事業者から追加調査等による新たな知見の提出があれば、これを含めて厳正に確認を行っていく。

既に新基準適合性審査の申請がなされているサイト

有識者会合での評価について一定の方向性が出た段階で、原子力規制委員会の議論を経て審査を開始する。



以上